別表十（十一）　特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

Ⅰ　特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

			円
利益の分配の額の計算	金銭の分配の額	1	
	超過分配額	2	
	利益の分配の額 (1)－(2)	3	
分配可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4	
	前期繰越損失の額	5	
	減損損失の額	6	
	(6)×90/100	7	
	差引計 (4)－(5)－(7)	8	
	(8) （社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)－(26)） （マイナスの場合は０）	9	
	超過分配額 (2)	10	
	超過分配事業年度後に(10)に充てられた金額	11	
	分配可能利益の額 (9)＋(10)－(11) （マイナスの場合は０）	12	
(12)×90/100		13	
(1)が(13)を超える場合の(3)の額		14	
所得金額総計 （別表四「37の①」）		15	
利益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)		16	

社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整			円
	社債的受益権の元本の当期末残高	17	
	(17)×5/100	18	
	期首利益積立金額 （別表五(一)「31の①」）	19	
	(18)－(19)	20	
	当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21	
	特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22	
	(21)－(22)	23	
	損金の額に算入される減価償却費の額	24	
	(23)－(24) （マイナスの場合は０）	25	
	社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 (20)＋(25)×2	26	

Ⅱ　特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

			円
収益の分配の額の計算	総分配額	27	
	超過分配額	28	
	収益の分配の額 (27)－(28)	29	
(27)/(41)		30	
(30)が90/100を超える場合の(29)の額		31	
所得金額総計 （別表四「37の①」）		32	
収益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 ((31)と(32)のうち少ない金額)		33	

分配可能収益の額の計算			円
	税引前当期純利益金額	34	
	期首欠損金の額	35	
	減損損失の額	36	
	(36)×90/100	37	
	分配可能収益額 (34)－(35)－(37) （マイナスの場合は０）	38	
	超過分配額 (28)	39	
	超過分配事業年度後に(39)に充てられた金額	40	
	分配可能収益の額 (38)＋(39)－(40)	41	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表十(十一)の表を次のように改める。